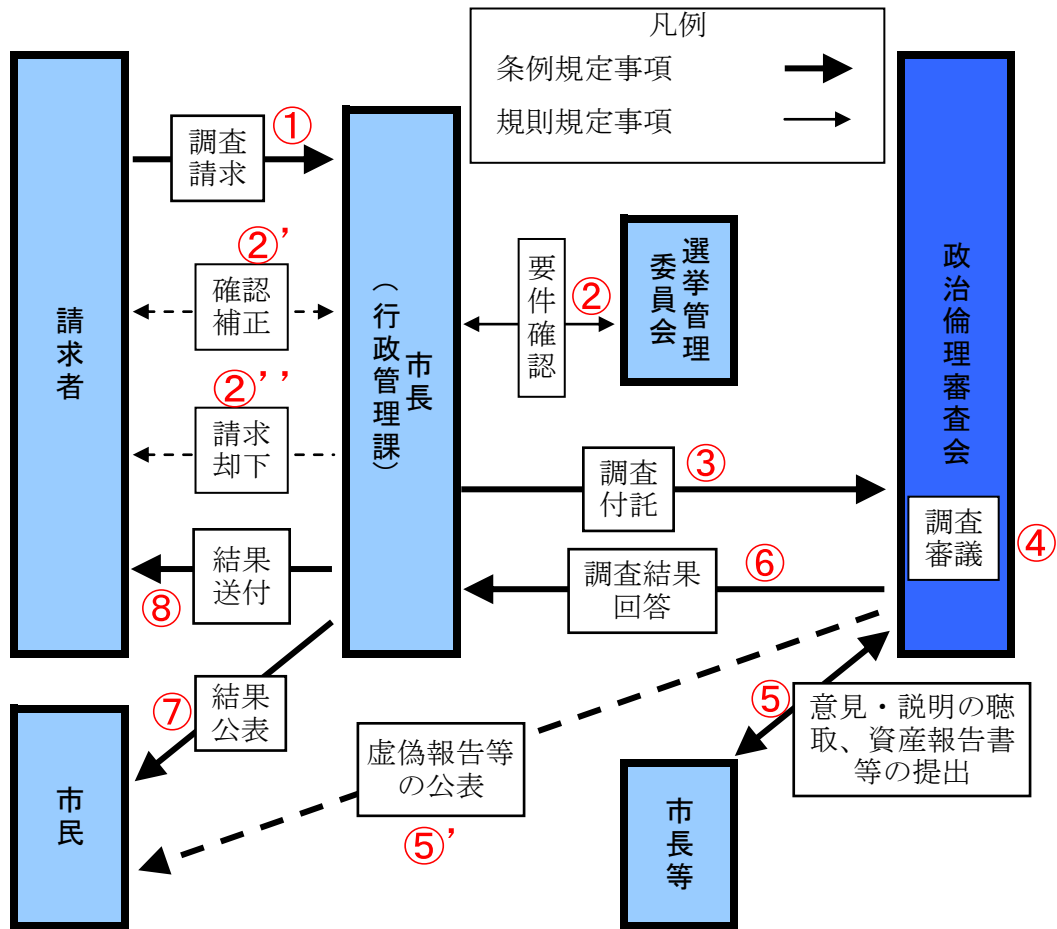


## 市民からの調査請求に対する事務の流れ



## ①請求者の要件（条例第5条第1項、規則第3条第1項～第6項）

- ・選挙権を有する市民で、本市の選挙人名簿に登録されている者
- ・その50分の1以上の連署
- ・政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する資料を添付

## ②選挙管理委員会への要件確認依頼（規則第4条第1項）

調査請求をした市民及び調査請求代表者が選挙人名簿に登録された者かどうか確認

②' 要件に満たない場合、補正可能なものは補正を求める。（規則第4条第3項）

②'' 補正が不可能な場合や補正に応じない場合は、却下する。（規則第4条第2項）

## ③要件を満たす場合は、審査会に調査審議を付託（条例第5条第3項）

## ④審査会での調査審議（条例第6条、規則第6条～第10条）

## ⑤関係者から意見・説明聴取、資産報告書等の資料提出要請（条例第6条第6項）

⑤' 審査会に虚偽の報告をした場合等は、その旨を公表（条例第8条、規則第11条）

## ⑥調査審議結果の報告（条例第6条第7項）

## ⑦審査会からの報告の概要を公表（条例第5条第3項、規則第5条）

## ⑧審査会からの報告の概要を調査請求代表者に送付（条例第5条第4項）